

金の密輸事犯に係る注意喚起

2017年6月2日
在香港日本国総領事館

1. 金地金（いわゆる「金の延べ棒」や「金塊」など）の日本への密輸事件が増加しています。2015年度（2015年7月から2016年6月）の処分件数が294件（前年度比1.7倍）、脱税額が約6億1千万円※（前年度比2.6倍）と、いずれも過去最高を記録しました。
※金地金の課税価格の総額は約76億円。
2. その中でも、航空機旅客による密輸が287件と大部分を占めています。
3. また、密輸仕出地別処分件数は294件中135件が香港からで、全体の4割以上を占めます。さらに、犯則者の国籍別の構成比では日本人が51%を占めています。
4. 金の密輸の多くは、旅行者等に日本までの運搬を依頼する手口によるもので、金の密輸を依頼する者は、暴力団などの犯罪組織です。犯罪組織は、「旅行代金を負担する」、「報酬も渡す」等と甘い言葉で旅行者等を誘い、自らはリスクを冒さずに、犯罪の片棒を担がせています。
5. 金の密輸は脱税を伴う重大犯罪で、関税法違反、消費税法違反、地方税法違反に該当することとなり、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金、又はこれが併科されるなど、重い罰則の対象となります。
6. 日本税関によれば、この重大事件を検挙し、犯則者には相応の処分を行うとのことなので、こういった犯罪に巻き込まれないよう十分ご注意ください。なお、金地金を日本へ持ち込む際は、一定の純度や重量を超える場合は申告する必要があります。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

（問い合わせ窓口）

○ 在香港日本国総領事館

住所：46-47/F, One Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong

電話：2522-1184 国外からは（国番号 852）2522-1184

FAX：2868-0156 国外からは（国番号 852）2868-0156

ホームページ： <http://www.hk.emb-japan.go.jp/>